

桑名市告示第142号

桑名市「通いの場」応援隊（訪問型サービスD）事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市「通いの場」応援隊（訪問型サービスD）事業実施要綱の一部を改正する告示

桑名市「通いの場」応援隊（訪問型サービスD）事業実施要綱（平成27年桑名市告示第147号）の一部を次のように改正する。

第2条中「通所型サービスB（規則第3条第1号クに規定する健康・ケア教室（通所型サービスB）をいう。以下同じ。）」を「規則別表第1介護予防・生活支援サービス事業の部健康・ケア教室送迎加算（通所型サービスB）の項事業内容の欄に規定する健康・ケア教室をいい、以下「健康・ケア教室」という。）のサービス提供の拠点」に改める。

第3条第1項中「介護予防ケアマネジメント（規則第3条第1号サに規定する介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。）」を「法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画（桑名市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱（令和6年桑名市告示第147号）の規定により作成されるケアプランを含む。）を含む。以下同じ。）」に改める。

第4条第1項中「ケアプラン」を「介護予防サービス計画」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。